

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十六年六月九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

法律第九十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第二節 市町村立学校の教職員（第三十七号―第四十七号の四）」を、「第二節 市町村立学校の教職員（第三十七号―第四十七号の四）」に改める。

第四条第四項中「未成年後見人という」の下に「。第四十七号の五第二項において同じ」を加える。

第四章に次の一節を加える。

第三節 学校運営協議会

第四十七号の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。

3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。

る。この場合において、当該職員が県費負担職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。第九項において同じ。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。

8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

9 市町村委員会は、その所管に属する学校（その職員のうち県費負担教職員である者を含むものに限る。）について第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県委員会に協議しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

文部科学大臣 河村 建夫
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

著作権法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十六年六月九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

法律第九十二号

著作権法の一部を改正する法律

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。
二十三 国外 この法律の施行地外の地域をいう。

第六号第二号、第二十六条の二第二項第四号、第九十五条の二第三項第三号及び第九十七条の二第二項第三号中「この法律の施行地外」を「国外」に改める。

第一百十三号中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一節を加える。

5 国内において頒布することを目的とする商業用レコード（以下この項において「国内頒布目的商業用レコード」という。）を自ら発行し、又は他の者に発行させている著作権者又は著作隣接権者が、当該国内頒布目的商業用レコードと同一の商業用レコードであつて、専ら国外において頒布することを目的とするもの（以下この項において「国外頒布目的商業用レコード」という。）を国外において自ら発行し、又は他の者に発行させている場合において、情を知つて、当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布する目的をもつて輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為は、当該国外頒布目的商業用レコードが国内で頒布されることにより当該国内頒布目的商業用レコードの発行により当該著作権者又は著作隣接権者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限り、それらの著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。ただし、国内において最初に発行された日から起算して七年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過した国内頒布目的商業用レコードと同一の国外頒布目的商業用レコードを輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為については、この限りでない。

第一百九号中「三年」を「五年」に、又は「三百万円」を「若しくは五百万円」に、処するを、処し、又はこれを併科するを、「改め、同条第一号中「又は第三十三号第三項」を、「第百十三号第一項」に改め、みなされる行為を行った者」の下に「又は第百十三号第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者」を加える。

第百二十号中「三百万円」を「五百万円」に改める。

第百二十号の二中「一年」を「三年」に、又は「百万円」を「若しくは三百万円」に、処するを「処し、又はこれを併科する」に改め、同条に次の一号を加える。

四 営利を目的として、第百十三号第五項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者
第百二十一条中「又は百万円」を「若しくは百万円」に、処するを「処し、又はこれを併科する」に改める。

第百二十一条の二中「又は百万円」を「若しくは百万円」に、処するを「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第二号中「この法律の施行地外」を「国外」に改める。

第百二十二号中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第百二十三号第一項中「及び」の下に「第四号並びに」を加える。

第百二十四号第一項第一号中「一億円」を「一億五千万円」に改める。

附則 第四条の二を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

（商業用レコードの輸入等についての経過措置）

第二条 改正後の著作権法第百十三号第五項の規定は、この法律の施行前に輸入され、この法律の施行の際に頒布の目的をもって所持されている同項に規定する国外頒布目的商業用レコードについては、適用しない。

第三条 改正後の著作権法第百十三号第五項に規定する国内頒布目的商業用レコードであつてこの法律の施行の際に発行されているものに対する同項の規定の適用については、同項ただし書中「国内において最初に発行された日」とあるのは、「当該国内頒布目的商業用レコードが著作権法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十二号）の施行の際に発行されているものである場合において、当該施行の日」と経過した」とあるのは、「経過した後、当該」とする。